

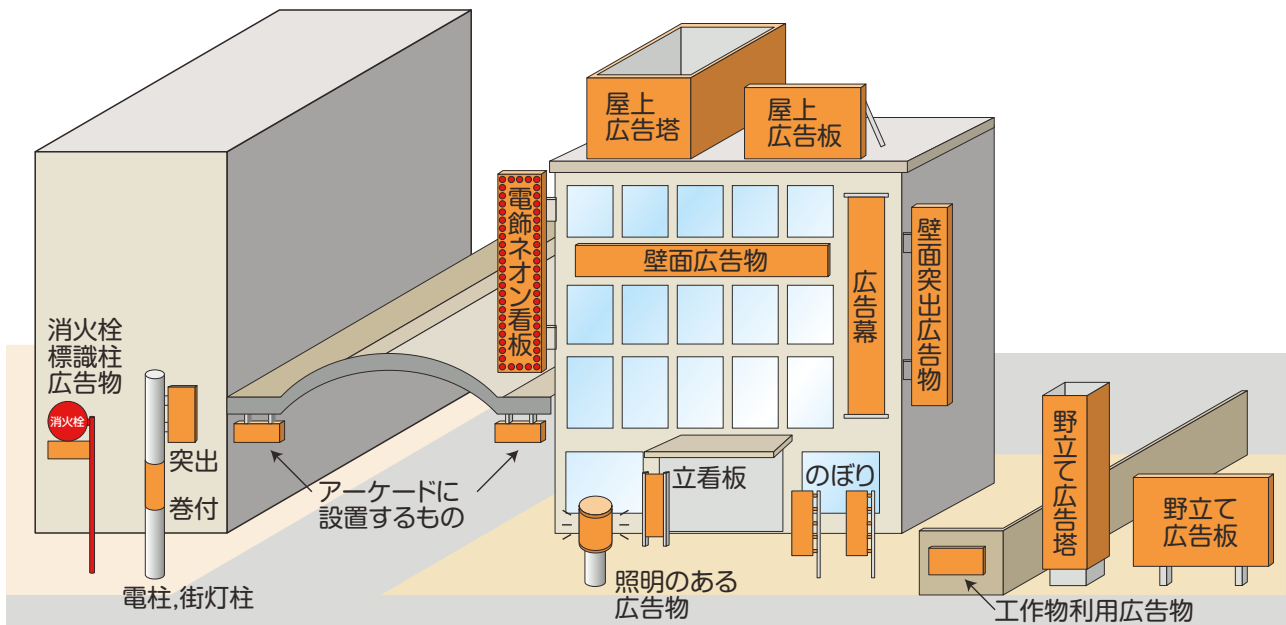
2 屋外広告物制度とは何ですか？

2-1 屋外広告物とは

次の4つの要件をすべて満たすものです。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

【対象外の例】 街頭で配られるビラや建物内など屋内で表示されている広告物等



■ 屋外広告物にはどんなルールがありますか

屋外広告物を設置、管理する際のルールは、大きく分けて次のようなルールがあります。

規制地域	設置基準	禁止事項	手続	罰則
独自条例制定市を除く県下24市町を4地域に分け、地域ごとに基準を定めています	広告物の種別ごとに高さ、表示面積の上限や設置方法を定めています	道路上の柵などへ広告物の設置など禁止する事項を定めています	許可申請など設置や管理に際して行政への手続が必要な場合を定めています	ルールに違反し、設置等を行った場合の罰則内容を定めています

■ どのような場合に許可申請が必要ですか

屋外広告物の種類や規制地域の種類に応じて、広告物の表示・設置には許可申請が必要です。許可申請は、規制地域に応じたルール（設置基準）に適合している必要があります。

区分	広告景観 保全地区	特別規制地域 (第1種・2種)	普通規制地域 (第1種・2種)	規制地域外
		地域の特性に応じ、特に良好な景観形成が必要な地域	表示・設置が原則として禁止される地域	表示・設置には原則許可が必要な地域
自家広告物 (自己の店名・営業内容等を自己の事業所等に表示)	一定面積（注）を超える場合は、許可申請必要			許可申請不要
案内図板 (目的地への誘導のために、設置する広告物)	原則設置不可。やむを得ない場合のみ許可申請により設置・表示が可能		全て許可申請必要	
一般広告物 (自家広告物、案内図板、適用除外広告物以外の広告物)	設置不可			
適用除外広告物	許可申請不要			

(注) 自家広告物における許可申請不要な表示面積
 特別規制地域・広告景観保全地区…5㎡以内
 第1種普通規制地域…10㎡以内
 第2種普通規制地域…20㎡以内

●自家広告物

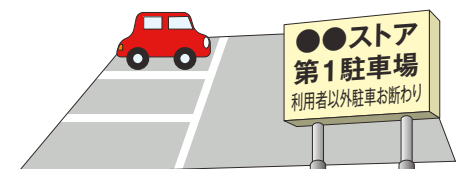


■ 表示・設置に許可申請が不要な屋外広告物（適用除外広告物）

禁止事項を除き、次の場合には許可申請が不要となります。詳細は p.32 をご確認ください。

- 例
- ・一定面積以内の自家広告物
 - ・管理広告物（5㎡以内）
 - ・冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に設置
 - ・イベントのためその会場敷地内に設置
 - ・規制地域外への設置

●管理広告物



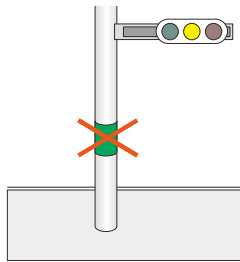
■ 禁止事項（禁止物件、禁止広告物）

許可申請が不要な屋外広告物であっても、次の禁止事項（禁止物件、禁止広告物）に該当する場合は、広告物を表示・設置することはできません。詳細は p.30・31 をご確認ください。

● 禁止物件

次の物件には広告物の表示等が禁止されています。

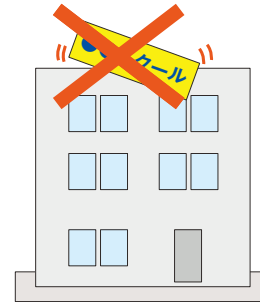
- 例
- ・石垣、擁壁（ようへき）
 - ・街路樹、保存樹
 - ・信号機、道路標識、ガードレール、消火栓、郵便ポスト、路上変圧器等
 - ・道路の路面
 - ・電柱、街灯柱等（はり紙、はり札、のぼり、立て看板等以外の表示は可能）



● 禁止広告物

次の広告物の表示等は禁止されています。

- ・著しく破損、老朽したもの
- ・倒壊、落下のおそれがあるもの
- ・信号機、道路標識等に類似するもの
又はこれらの効用を妨げるもの
- ・交通の安全を阻害するもの



■ 屋外広告物の設置工事が必要な場合は誰に頼めば良いのか。

屋外広告物の表示・設置に際し工事が必要な場合、工事を依頼できるのは静岡県知事の登録を受けた屋外広告業者に限られます。

県HP(URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1054599.html#group2>) に登録業者一覧を掲載していますので、ご確認ください。



■ 罰則

次の場合は、条例の規定により処罰されることがあります。

- ・規制地域における許可の規定に違反して広告物を設置した者
- ・禁止物件に広告物を設置した者
- ・許可を受けずに広告物を変更し、又は改造した者
- ・違反広告物に対する除却等措置命令に従わない者

2-2 許可基準確認のためのフローチャート

屋外広告物を表示・設置する際には、下表を参考に該当するページでルールを確認し、基準にあった申請、安全点検等適切な維持管理を実施してください。

表示・設置する広告物の許可基準等の確認

Q1

設置する場所は県条例の適用市町ですか？
※確認方法は p.6 をご覧ください

NO 県条例適用市町以外です
(当該市役所にお問い合わせください)

YES 適用市町です

Q2

設置場所は、規制地域内ですか？
※確認方法は p.8・9 をご覧ください

NO 規制地域外です
(許可申請は不要ですが、p.30・31をご確認ください)

YES 規制地域内です

Q3

禁止物件・禁止広告物では無いですか？
※確認は p.30・31 をご覧ください

NO 該当する場合は、設置・表示ができません。

YES 該当しません

Q4

設置等に許可申請が不要な広告物
(適用除外広告物) では無いですか？
※確認は p.32 をご覧ください

NO 該当する場合は、許可申請不要です。

YES 該当しません (表示・設置には許可申請が必要です)

Q5

設置場所の規制地域の種類を確認し、各地域の許可基準を確認してください。
※規制地域の種類は p.6 をご覧ください

<規制地域>

特別規制地域

・第1種 ・第2種

普通規制地域

・第1種 ・第2種

広告景観保全地区

・伊豆縦貫道 ・伊豆西南海岸

<許可基準>

【p.10・11】 【p.12・13】

【p.18・19】 【p.20・21】

【p.26・27】 【p.28・29】

<申請先>

町域に設置：各土木事務所
市域に設置：各市役所

許可申請手続：p.34～37をご確認ください

適切な維持管理の実施：p.42～44をご確認ください